

令和6年10月18日

問い合わせ先	大阪府後期高齢者医療広域連合 担当：給付課 給付係 電話：06 - 4790 - 2031
--------	---

大阪府後期高齢者医療広域連合

個人情報記載された書類の誤送付について

給付課において、令和6年9月30日（月曜日）に、特定の被保険者に個人情報を含む文書を送付する際、誤って別人の封筒に混入させて送付したことにより、個人情報が漏えいしました。

このような事態を発生させ、被保険者様に多大なご迷惑をおかけし、また皆様の信頼を損なうことになりましたことを深くお詫び申し上げますとともに、今回の事態を厳粛に受け止め、再発防止に取り組んでまいります。

1 経過及び概要

令和6年9月30日（月曜日）に、「後期高齢者医療負担割合差額請求通知書」及び納入通知書（以下、通知書及び納付書という。）を被保険者378名（582件）に対して送付しました。

その後、令和6年10月3日（木曜日）に、被保険者（以下A氏という。）から別人のものが混入している旨の連絡を受けて確認を行ったところ、A氏とは別の被保険者（以下B氏という。）1名分（1件）の通知書及び納付書を、誤ってA氏に送付した封書に混入させていたことが判明しました。

2 漏えいした個人情報

B氏の氏名、住所、被保険者番号、請求額、医療機関での自己負担割合、診療年月、対象医療機関

3 原因

通知書及び納付書の封入作業において、ひとりの被保険者に対して複数月（最大で2ヶ月分）の通知書及び納付書がある場合は、ひとつの封筒にまとめて封入していますが、この際に、住所、氏名、被保険者番号の照合が不十分であったことから、別人

の通知書及び納付書を同一の被保険者のものと誤認してしまいました。また、複数人での確認作業が行えていなかったことが原因です。

4 判明後の対応

令和6年10月3日（木曜日）、A氏の自宅を訪問の上お詫びし、B氏の通知書及び納付書を回収しました。

同日、B氏に電話し、B氏の通知書及び納付書を別人に送付していたことについてお詫びし、漏えいさせた個人情報の内容についてお伝えした結果、B氏からご了承をいただきました。また、改めて通知書及び納付書をお送りすることについてご了解いただき、同日郵送しました。

（※B氏の連絡先については、B氏の住所地である市町村の後期高齢者医療の担当者に照会依頼し、事前にB氏の許可を得た上で回答いただきました。）

5 再発防止

今後は、通知書及び納付書の封入作業において、複数月の通知書及び納付書がある被保険者分と単月分のものとを予め峻別し、それぞれ別々に作業を開始することとします。これにより、封筒、通知書及び納付書を同数に揃えることができ、作業開始前と終了後に、いずれかの数に差異が生じることで封入誤りが生じていることを判別できるようにします。

併せて、複数人での確認作業を徹底いたします。